

改正

令和元年5月9日告示第1号

令和3年3月23日告示第54号

令和6年1月30日告示第3号

令和8年2月20日告示第21号

田村市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の給水区域以外の区域において、飲用水の安定的な確保を図るために必要な井戸等の整備を行う者に対し、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年田村市規則第39号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより、補助金を交付することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域以外の区域 田村市上下水道事業の設置等に関する条例（平成30年田村市条例第46号）第4条第2項及び第3項に規定する区域以外の区域及び配水管の敷設が著しく困難であると市長が認める区域をいう。
- (2) 飲用水 飲用、炊事用、入浴用、その他の日常生活に使用する水をいう。
- (3) 深井戸 被圧地下水（表層水を遮断する岩盤等の下にある帯水層の水）を取水する井戸の事をいう。
- (4) 水質検査 田村市飲用井戸等衛生対策要領（以下「衛生対策要領」という。）に規定する検査をいう。
- (5) 浄水器 原水が衛生対策要領に規定する水質基準に適合しない場合に設置する機器であり、かつ、次に掲げる事項の全てに該当するものをいう。
 - ア 原水が衛生対策要領に規定する水質基準に適合するよう浄化するもの
 - イ 飲用水等を供給する給水装置に接続できるもの
 - ウ 耐用年数が通常の使用方法において5年以上であるもの
- (6) 新設 新築等により新たな水源を確保するため、新たに飲用井戸を設置することをいう。

- (7) 転換 既設の水源（井戸、山水等）を利用している者が、水不足による枯渇、汚染又は破損し飲用水の確保が著しく困難となった場合に、既設の水源に代わって飲用井戸を設置することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、給水区域以外の区域で、専ら人の住居の用に供する建物又はその一部を人の住居の用に供する建物（別荘等の一時的な居住の用に供するもの及び事業活動に供するものを除く。）に、単独又は共同により井戸等の整備を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 市内に住所を有せず、現に居住していない者。ただし、補助事業完了後に、当該住宅に転入する者を除く。
- (2) 借地等、他人の土地に井戸等の整備を行う場合、当該土地所有者の承諾が得られない者
- (3) 整備しようとする井戸等が、公共事業の移転等の補償を受ける者
- (4) 整備しようとする井戸等が、国、県及び本市の他の補助金の交付決定を受けている者
- (5) 既にこの要綱により補助金を受けて井戸等を整備した者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が行うボーリング工事（深井戸の施工に限る。）及びそれに必要な付帯工事のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 取水管工事費
- (2) ポンプ設置工事費
- (3) 給水管工事費（屋内配管工事費を除く。）
- (4) 貯水タンク設置工事費
- (5) 浄水器設置工事費（浄水器の台数は1台までとする。）
- (6) 水質検査費（井戸設置時及び浄水器設置後、いずれも1回まで）

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次に定める額を限度額とする。

| 利用戸数 | 区分 | 限度額 |
|-----------------|------|----------------------------------------------------|
| 1戸又は2戸で井戸等を共同利用 | 新設 | 補助対象経費の10分の1以内の額 ただし20万円を限度 |
| | 転換 | 補助対象経費に対し20万円を補助 |
| 3戸以上で井戸等を共同利用 | 新設 | 補助対象経費のうち第4条第3号及び第4号を除いた経費の10分の1以内の額 ただし40万円を限度 |
| | 転換 | 補助対象経費のうち第4条第3号及び第4号を除いた経費に対し40万円を補助 |
| | 付帯工事 | 補助対象経費のうち第4条第3号及び第4号に係る経費の2分の1以内の額 ただし20万円を限度 |

2 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 井戸の設置場所及び給水する建物との位置関係が分かる図面
- (3) 工事費等の内訳が明記されている見積書の写し
- (4) 共同利用の場合は、代表者選任届兼誓約書(様式第3号)
- (5) 他人の土地に井戸等を設置する場合は、土地使用承諾書(様式第4号)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第14条第1項に規定する実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業経費内訳書(様式第5号)
- (2) 領収書の写し(添付ができない場合は、その理由書)

- (3) 工事経過写真
- (4) 竣工図面等
- (5) 柱状図等（深井戸であることを示す書類）
- (6) 浄水器を設置した場合は、その性能及び仕様を証する書類
- (7) 原水の水質検査結果及び浄水器設置後の水質検査結果の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第14条第2項に規定する別に定める期日は、事業の完了日から起算して30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までとする。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金額が確定した後、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（施設の維持管理）

第9条 補助対象者は衛生対策要領に基づき、事業により整備した飲用井戸等を適正に管理するとともに、定期的な水質検査に努めるものとする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和元年5月9日告示第1号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田村市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱の規定は、令和元年5月1日から適用する。

附 則（令和3年3月23日告示第54号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年1月30日告示第3号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月20日告示第21号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。